

三重県警察機動捜査隊の運営に関する訓令

昭和57年10月15日

県本部訓令第10号

改正 平7県本部訓令第11号、平12第6号

(概要)

凶悪犯罪等の重要事件の初動捜査等を行うことを任務とする機動捜査隊の運営等に関し必要な事項を定めたもの